第二項中「平成二十年六月一日」を「平成二十一年六月一日」に、「昭和三十七年十二月一日における報酬額（」を「昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に、「当該地方公共団体の報酬額」を「当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額」に、「同条第一項」を「共済法第百五十一条第一項」に、「四・八四三」を「四・七七五」に改める。

第三項中「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第五十九号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十三号）」に、「平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令」を「平成二十一年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令」に、「平成十四年六月一日」を「平成二十年六月一日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七

を

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九九一

に改める。

附則第七条第二項中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「当該年度の初日の属する年の前々年」を「平成十七年」に、「当該年度の前年の」を「当該年度の初日の属する年の前年の」に改める。

（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇三
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九八三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九七五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七二

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一三
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九九三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九七五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七二